

3. 平成27年度特別支援教育関係予算等 学習上の支援機器等教材活用促進事業 平成27年度概算要求額361百万円(平成26年度予算額387百万円)

企業・大学等が学校・教育委員会等と連携し、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材を開発。国が企業等での支援機器等教材の開発費を支援することにより、利用者が入手しやすい価格での製品化を目指す。
また、学校において、活用が十分に進んでいない支援機器等教材について、適切な支援機器等教材を用いた指導方法の開発のための実践研究を行い、その活用・普及を図る。

学習上の支援機器等教材研究開発支援事業

企業・大学等が学校・教育委員会等と連携し、ICTを活用した教材など、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材を開発

ニーズ把握
民間企業・大学等
開発要請

支援機器等教材の開発
開発件数：9件
障害種：視覚障害、聴覚・言語障害、知的障害、肢体不自由、病弱、自閉症、情緒障害、LD・ADHD、重複障害等

障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材の普及

支援機器等教材を活用した指導方法充実事業

学校において、ICTなどに関する外部専門家の支援を受けつつ、支援機器等教材を活用した指導方法に関する実践的な研究を実施

協力
外部専門家

支援機器等教材を活用した指導方法の研究・普及
対象地域：3地域・大学

支援機器等教材を活用した実践的な指導方法の普及

支援機器等教材を活用した特別支援教育の充実

3. 平成27年度特別支援教育関係予算等 (参考)独立行政法人国立特別支援教育総合研究所支援機器等教材普及促進事業

ポータルサイト構築・運営

特別支援教育教材ポータルサイト

企画運営委員会：特別支援教育関連のコンテンツの調査、収集、整理、企画、運営、普及活動等を管理する。

特別支援教育教材ポータルサイト運営

障害のある児童生徒のため、ICTを活用した教材や支援機器等に関する様々な情報及び、これらを活用した指導方法、活用事例等について体系的なデータベースを構築する。

普及活動

- デジタル教材等の特別支援教育教材、支援機器展示会の開催
- 各都道府県の指導者層を対象に支援教材、支援機器を活用した実践研修を実施

大学、高専等 教育委員会 小・中・高、特別支援学校 保護者、児童生徒等 民間団体、ボランティア団

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 平成27年度概算要求額686百万円(平成26年度予算額586百万円)

小・中学校の通常の学級においては、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、6.6%程度の割合で在籍していることが明らかになっている。同時に、それ以外にも学習面や行動面で何らかの困難を示している児童生徒がいることが示唆されており、すべての学校・学級において、これらの児童生徒に対する支援が、喫緊の課題となっている。

そのため、通常の学級において、学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒に対して、それら児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等、指導方法の改善等を行う研究事業を実施するとともに、各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎを図る。また、教職員等に発達障害に関する正しい理解を図るための理解推進拠点事業や発達障害に関する専門的・実践的知識を有する教職員を育成するためのプログラム開発を行う。

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業

◎ 早期支援研究事業 421百万円

- 学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不応答を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究事業を行う。 40地域、6大学

(事業内容)

- 学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等、指導方法の改善
- 放課後補充指導等の学習面での配慮や視覚的・聴覚的な刺激の軽減等の行動面での配慮による指導方法の工夫
- 適切な実施把握等による早期支援の在り方 など

◎ 系統性のある支援研究事業 100百万円(新規)

- 教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法(保護者の合意形成を含む)、時期等に関する調査研究を実施。 20地域

(事業内容)

- 引継ぎを意識した個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成方法並びに引継ぎ時期等の検討
- 入学時ガイダンスにおける工夫
- 卒業校と進学先等との合同会議の実施 など

○発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

◎ 発達障害理解推進拠点事業 71百万円

- 教員一人一人が発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、適切な指導や学校教育活動全体を通じて児童生徒の理解を得る。また、保護者等への十分な理解を得るための取組について、職員校を設けて実践研究を行う。
- さらに、その成果普及のためのセミナー等の開催や、教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインの作成を行う。 40地域

(事業内容)

- 教員向け発達障害に関する校内研修等の実施
- 教員、保護者、地域等を対象とした成果普及のためのセミナーの開催
- 教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインの作成 など

◎ 発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 94百万円

- 学校現場において、発達障害に関する専門的・実践的知識を有する教職員を育成するため、各大学において、教員養成段階や、現職教員向けのプログラム開発を行う。 7大学

(事業内容)

- 大学における教員養成段階において、学生に対する発達障害に関する専門的・実践的知識を習得するためのプログラム開発
- 大学院院研究科において、中核的・実践的知識に対する発達障害に関する高度で専門的知識等を習得するためのプログラム開発
- 成果普及のためのワークショップの開催 など

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業 平成27年度概算要求額 521百万円

着しい困難を示す場面	推定値
学習面又は行動面	6.6%
学習面	4.5%
行動面	3.6%
学習面かつ行動面	1.6%

学習面の割合

着しい困難を示す場面

① 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において着しい困難を示す児童生徒が、6.6%(推定値)程度の割合で在籍している(平成24年12月文部科学省調査)

② これらの児童生徒以外にも、困難があり教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある。

③ また、低学年では学習面や行動面の問題は見えやすいが、高学年になるにつれて様々な問題が顕れ見えにくくなる可能性があり、特に早期発見・早期支援が重要。

④ さらに、各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげる事が重要。

◎ 早期支援研究事業 421百万円

- 学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不応答を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究事業を行う。 40地域、6大学(発達障害支援アドバイザー980人配属)

(事業内容)

- 学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等、指導方法の改善
- 放課後補充指導等の学習面での配慮や視覚的・聴覚的な刺激の軽減等の行動面での配慮による指導方法の工夫
- 適切な実施把握等による早期支援の在り方 など

◎ 系統性のある支援研究事業 100百万円(新規)

- 教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法(保護者の合意形成を含む)、時期等に関する調査研究を実施。 20地域

(事業内容)

- 引継ぎを意識した個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成方法並びに引継ぎ時期等の検討
- 入学時ガイダンスにおける工夫
- 卒業校と進学先等との合同会議の実施 など

保育所段階 幼稚園段階 小学校段階 中学校段階 高等学校段階 大学等段階

(参考)中教審初中分科会高等学校教育部会 審議まとめ(案)～高校教育の質の確保・向上に向けて～
※平成26年6月30日(中央教育審議会第91回)配付資料より(特別支援教育関係部分抜粋)

第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方
3. 多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応＜多様化への対応＞
(1)各学科・課程等における課題と対応
⑤特別支援教育の推進
○高等学校においては、特別支援教育の推進も重要な課題となっており、教職員の研修の充実や指導体制の確保等を進めるとともに、各地域・学校の実態・ニーズに即した種々の実践や検討をより一層進める必要がある。
○また、学校教育法においては、高等学校において障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記され、学習指導要領により弾力的な教育課程の編成が可能となっている一方で、通級による指導や特別支援学級に係る「特別的教育課程」を編成することが法令に規定されていない。
今後は、教育課程の弾力的な運用や指導の工夫により、種々の実践を進めるとともに、特別的教育課程の編成や教職員定数の在り方についても検討を深めることが必要である。

第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた施策
3. 多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動の推進
(2)高等学校段階における特別支援教育の推進
○障害のある生徒に対して障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を進めるため、発達障害等に関する教職員に対する研修の充実や、専門性のある指導体制の確保、教員を補助する人員等の人的配置を充実することが必要である。
○また、現在、通級による指導や特別支援学級に係る「特別的教育課程」を編成することが法令に規定されていないが、今後、教育課程の弾力的な運用や指導の工夫による実践の推進、特別的教育課程編成や人的支援の在り方の検討を進めることが必要である。

3. 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 平成27年度要求額 121百万円
(平成26年度予算額 14百万円)

○ 障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられるためには、教育を担当する者を中心に教職員の資質を向上させることが喫緊の課題。
○ 一方、特別支援学校教諭免許状の保有率は、特別支援学校の教員で7割、特別支援学級担当教員で約3割。

今後の学制等の在り方について(第5次提言)
(平成26年7月教育再生実行会議)
教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は**必須化も視野に入れ**、特別支援学校免許状の取得を促進する。

1. 指導者養成講習会・自立教科等担当教員講習会 **拡充**
特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校免許状保有率の向上による担当教員としての専門性を担保することが必要。
そのため、特別支援学校教諭免許状を取得するための免許法認定講習を大学に委託、受講機会の拡大を図る。
委託 文部科学省 → 大学
開設 大学
対面講習: 30大学
通信講習: 5大学
免許法認定講習
講習受講→単位修得→特別支援学校教諭免許状の取得

2. 自立と社会参加に向けた特別支援教育理解啓発会議の開催 **新規**
就学期にある障害のある子供の保護者等を対象に、就学制度や特別支援教育について理解を深めることを目的として、講演や体験談の発表、意見交換などの理解啓発会議を実施。
教育委員会 人事担当 特別支援教育担当
免許取得計画 教員採用情報
講習開設情報等
大学 教員養成 講習開設

3. 特別支援学校教諭免許状取得促進セミナーの開催 **新規**
教育委員会や、大学を対象とした講演や意見交換を行い、特別支援学校教諭免許状の取得計画や、免許法認定講習の開設時期・科目設定の情報交換を実施。
全国6箇所
免許保有率向上による特別支援学校教員の専門性の向上 → 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実
インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

3. 平成27年度特別支援教育関係予算等
○特別支援教育就学奨励費(負担金・補助金・交付金)
平成27年度概算要求額 11,584百万円(平成26年度予算額 10,151百万円)

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な補助を行い、もってこれら学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。(根拠法令:特別支援学校への就学奨励に関する法律)

○特別支援教育就学奨励費 負担金 平成27年度概算要求額 6,310百万円(平成26年度予算額 6,133百万円)
・公私立の特別支援学校の小・中・中級部及び高等部(専攻科を除く)の児童生徒の保護者等に対する補助

○特別支援教育就学奨励費 補助金 平成27年度概算要求額 4,707百万円(平成26年度予算額 3,510百万円)
・公私立の特別支援学校(負担金の対象経費を除く)並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
・公私立の小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助
・学校現場等における特別支援教育の体制整備に要する経費を補助

○特別支援教育就学奨励費 交付金 平成27年度概算要求額 598百万円(平成26年度予算額 508百万円)
・国立大学法人附属の特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
・国立大学法人附属の小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助

平成27年度概算要求額 11,584百万円(平成26年度予算額 10,151百万円)

特別支援教育の振興 教育の機会均等の確保 特別支援学校、小・中学校

国 地方公共団体 国立大学法人

補助・交付

援助 経済的負担を軽減

補助対象経費
・教科書購入費
・学校給食費
・交通費
・進学旅行費
・寄附金控除税
・学用品類 など

保護者

障害のある子供

就学

体制の整備

教育再生の実行に向けた教職員指導体制の整備 ～新たな定数改善計画(案)(10年)の初年度分～
(平成27年度 義務教育 国庫負担金概算要求)

平成27年度要求額 1兆5,258億円(対前年度 ▲64億円)

・教職員定数の改善 +59億円(+2,760人)
・教職員数の自然減 ▲65億円(▲3,000人)
・教員給与の改善 +2億円
・教職員の若返り等による給与減 ▲60億円

Ⅴ 趣旨・内容
○小・中学校における授業改善等(アクティブラーニング等)の教育の質の向上を実現するため、これまでの少人数教育や指導力向上への取組を踏まえ、きめ細かな指導体制の整備を図ることが重要。
(参考)「今後の学制等の在り方について」教育再生実行会議第5次提言(抜粋)
(課題解決・双方向型授業等にも対応した質の高い教育を実現するため、教職員配置の充実を図る。)

○また、学校を取り巻く環境が複雑化・困難化するともに、様々な教育課題への対応を迫られる中、教員が授業など子供への指導により専念できるようにするために、教員に加えて多様な専門性を持つスタッフを配置し、一つのチームとして学校の教育力を最大化(チーム学校)と併せて文部科学省において、業務及び教職員の業務分担を本格的に見直しすると、教育委員会など学校関係者にも積極的な対応を図っていく。

○これを踏まえ、10年後の学校の姿を具現化した新たな教職員定数改善計画(案)(10年間)を策定※し、教員の質と数の一体的な強化を進める。その初年度分として、教員の質の向上やチーム学校の推進等に必要となる760人の定数改善を計上。
(真面目な改正を予定) ※追加的な財政負担を要すること必要な定数改善を実施

Ⅵ 27年度要求の概要

○授業革新等による教育の質の向上 680人
・課題解決型授業(アクティブラーニング)の推進:300人
・授業革新に向けた研修の充実:100人
・小・中学校における専科指導の充実:150人
・学制改革への対応(小中一貫教育の充実):30人

○チーム学校の推進 1,010人
・学校マネジメント機能の強化:230人(教頭・主幹教諭等の充実)
・学校の専務機能の強化:500人
・養護教諭・栄養教諭等の配置充実:130人
・専門人材の配置充実:150人(学校司書、ICT専門職員、地域連携担当職員等の充実)

○個別の教育課題への対応 700人
・家庭環境や地域間格差など教育格差の解消:200人(学力向上に必要な教員の加算措置)
・いじめ等の問題行動への対応:190人
・特別支援教育の充実:310人

○学校規模の適正化への支援 470人【復興特別会計】
・学校経営に係る支援:350人
・被災した児童生徒のための学習支援として前年間(1,000人・21億円)の加配措置:120人

○教職員給与の改善
・勤労手当等の改善:3,000円→3,600円(H28.1～)